

申出がある場合において、少年の健全な育成を妨げるおそれがない相当と認めるときは、最高裁判所規則の定めるところにより、その申出をした者に対し、審判期日における審判の状況を説明するものとする。

2 前項の申出は、その申出に係る事件を終局させる決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。

3 第十五条の二第三項の規定は、第一項の規定により説明を受けた者について、準用する。

(審判開始後保護処分に付しない場合)

第二十三条 家庭裁判所は、審判の結果、第十八条又は第二十条にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、所定の決定をしなければならない。

2 家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又は保護処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。

3 第十九条第二項の規定は、家庭裁判所の審判の結果、本人が二十歳以上であることが判明した場合に準用する。

(保護処分の決定)

第二十四条 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、審判を開始した事件にしだれなければならぬ。

2 前項の規定による呼出しに応じないとき、又は

3 第十九条第二項の規定は、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることができる。

2 四 前号に記載した物の対価として得た物に規定する法律(平成二十六年法律第二百二十六号)第三条第一項から第三項までの規定によつて、次に掲げる物を没収することができる。

一 私事性的画像記録(同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。)が記録されている物若しくはこれを複写した物

又は当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物(同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録物をいう。)を複写した物

第二項に規定する私事性的画像記録物をい

した物

二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条第一項又は第六条第一項の規定に触れる行為により生じた物を複写

した物

三 没取は、その物が本人以外の者に属しないとき

に限る。ただし、刑罰法令に触れる行為の後、本人以外の者が情を知つて第一項の物を取

得し、又は前項の物を保有するに至つたときは、本人以外の者に属する場合であつても、こ

れを没取することができる。

(家庭裁判所調査官の観察)

第二十五条 家庭裁判所は、第二十四条第一項の保護処分を決定するため必要があると認めるとき、決定をもつて、相当の期間、家庭裁判所

調査官の観察に付することができる。

2 家庭裁判所は、前項の観察とあわせて、次に掲げる措置をとることができる。

一 遵守事項を定めてその履行を命ぜること。

二 条件を附して保護者に引き渡すこと。

三 適当な施設、団体又は個人に補導を委託す

(保護者に対する措置)

第二十六条の二 家庭裁判所は、第三条第一項第一号及び第二号に掲げる少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。

一 刑罰法令に触れる行為を組成した物

二 刑罰法令に触れる行為に供し、又は供しよ

うとした物

三 刑罰法令に触れる行為から生じ、若しくはこれによつて得た物又は刑罰法令に触れる行

為の報酬として得た物

第二十六条の三 第二十四条第一項第三号の決定を受けた少年に対して第二十六条第三項又は第

八十八号)第六十七条第二項の申請があつた場合において、家庭裁判所は、審判の結果、第二

十四条第一項第一号の保護処分を受けた者がそ

の遵守すべき事項を遵守せず、同法第六十七条第一項の警告を受けたにもかかわらず、なお遵

守すべき事項を遵守しなかつたと認められる事

2 四 前号に記載した物の対価として得た物に規定する法律(平成二十六年法律第二百二十六号)第三条第一項並びに第二十四条第一

号、第十七条の四第一項並びに第二十四条第一

4 第十八条第一項及び第十九条第二項の規定は、家庭裁判所が、第一項の規定により、保護処分を取り消した場合に準用する。
5 家庭裁判所は、第一項の規定により、少年院に収容中の者の保護処分を取り消した場合において、必要があると認めるときは、決定をもつて、その者を引き続き少年院に収容することができる。但し、その期間は、三日を超えることはできない。
6 前三项に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定による第二十四条第一項の保護処分の取消しの事件の手続は、その性質に反しない限り、同項の保護処分に係る事件の手続の例によること。
(報告) 意見の提出)
第二十八条 家庭裁判所は、第二十四条又は第二十五条の決定をした場合において、施設、団体、個人、保護観察所、児童福祉施設又は少年院に対して、少年に関する報告又は意見の提出を求めることができる。
(委託費用の支給)
第二十九条 家庭裁判所は、第二十五条第二項第三号の措置として、適当な施設、団体又は個人に補導を委託したときは、その者に対して、これによつて生じた費用の全部又は一部を支給することができる。
(証人等の費用)
第三十条 証人、鑑定人、翻訳人及び通訳人に支給する旅費、日当、宿泊料その他の費用の額については、刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。
参考人は、旅費、日当、宿泊料を請求することができること。
参考人に支給する費用は、これを証人に支給する費用とみなして、第一項の規定を適用する。
4 第二十二条の三第四項の規定により付添人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の額については、刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料及び報酬の例による。
第三十条の二 家庭裁判所は、第十六条第一項の規定により保護司又は児童委員をして、調査及び觀察の援助をさせた場合には、最高裁判所の定めるところにより、その費用の一部又は全部を支払うことができる。
(費用の徴収)
第三十一条 家庭裁判所は、少年又はこれを扶養する義務のある者から証人、鑑定人、通訳人、
十二条の五第四項において準用する場合を含む)の規定により選任された付添人及び補導を委託された者に支給した旅費、日当、宿泊料を他の費用並びに少年鑑別所及び少年院において生じた費用の全部又は一部を徴収することができる。
前項の費用の徴収については、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第二百二十一条第一項、第二項及び第四項並びに刑事訴訟法第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百四十四条の規定を準用する。この場合において、非訟事件手続法第二百二十二条第一項中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。
(被害者等に対する通知)
第三十一条の二 家庭裁判所は、第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る事件を終局させる決定をした場合において、最高裁判所規則の定めるところにより当該事件の被害者等から申出があるときは、その申出をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、その通知をすることが少年の健全な育成を妨げるおそれがあり相当でないと認められるものについては、この限りでない。
(法定代理人が法人である場合は、その名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地)
二 決定の年月日、主文及び理由の要旨
二 前項の申出は、同項に規定する決定が確定した後三年を経過したときは、することができない。
第四節 抗告
(抗告)
第三十二条 保護処分の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由とするときに限り、付添人は、選任者である保護者の明示した意思に反して、抗告をすることができない。
(抗告裁判所の調査の範囲)
第三十二条の二 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれている事項に限り、調査をするものとする。
2 抗告裁判所は、抗告の趣意に含まれていない事項であつても、抗告の理由となる事由に關しては、職権で調査をすることができる。
(抗告裁判所の事実の取調べ)
第三十二条の三 抗告裁判所は、決定をするについて必要があるときは、事実の取調べをすることができる。
2 前項の取調べは、合議体の構成員にさせ、又は家庭裁判所の裁判官に嘱託することができ
る。
(抗告受理の申立て)
第三十二条の四 檢察官は、第二十二条の二第一項の決定がされた場合においては、保護処分に付さない決定又は保護処分の決定に対し、同項の決定があつた事件の非行事実の認定に関し、該決定に影響を及ぼす法令の違反又は重大な事実の誤認があることを理由とするときに限り、高等裁判所に對し、一週間以内に、抗告審として事件を受理すべきことを申し立てることができる。
2 前項の規定による申立て(以下「抗告受理の申立て」という。)は、申立書を原裁判所に差し出してしなければならない。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。
3 高等裁判所は、抗告受理の申立てがされた場合において、抗告審として事件を受理するのを相当と認めるときは、これを受理することができない。
4 高等裁判所は、前項の決定をする場合において、抗告受理の申立ての理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを排除することができる。
5 第三項の決定は、高等裁判所が原裁判所から第二項の申立て書の送付を受けた日から二週間に内にしなければならない。
6 第三項の決定があつた場合には、抗告があつたものとみなす。この場合において、第三十二条の二の規定の適用については、抗告受理の申立ての理由中第四項の規定により排除されたもの以外のものを抗告の趣意とみなす。
(抗告審における国選付添人)
第三十二条の五 前項第三項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がないとときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならぬ。
2 第三十二条の二、第三十二条の三、第三十二条の五第二項及び第三十二条の六から前条までの規定は、前項の場合に、これを準用する。この場合において、第三十三条第二項中「取り消して、事件を原裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送しなければならない」とあるのは、「取り消さなければならぬ」ことの場合には、家庭裁判所の決定を取り消して、事件を家庭裁判所に差し戻し、又は他の家庭裁判所に移送することができる」と読み替えるものとする。

(その他の事項)
第三十六条 この法律で定めるものの外、保護事
件に関する必要な事項は、最高裁判所がこれを
定める。

第三十七条から第三十九条まで 削除

第三章 少年の刑事案件

第一節 通則

(準拠法例)

第四十条 少年の刑事案件については、この法律
で定めるもの以外、一般の例による。

第二節 手続

(司法警察員の送致)

第四十一条 司法警察員は、少年の被疑事件につ
いて捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる
犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これ
を家庭裁判所に送致しなければならない。犯罪
の嫌疑がない場合でも、家庭裁判所の審判に付
すべき事由があると思料するときは、同様であ
る。
(検察官の送致)

第四十二条 檢察官は、少年の被疑事件について
捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思
料するときは、第四十五条第五号本文に規定す
る場合を除いて、これを家庭裁判所に送致しな
ければならない。犯罪の嫌疑がない場合でも、
家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料
するときは、同様である。
(勾留に代る措置)

第四十三条 檢察官は、少年の被疑事件において
は、裁判官に対し、勾留の請求に代え、第十
七条第一項の措置を請求することができる。但
し、第十七条第一項第一号の措置は、家庭裁判
所の裁判官に対して、これを請求しなければな
らない。

2 前項の請求を受けた裁判官は、第十七条第一
項の措置に関して、家庭裁判所と同一の権限を
有する。
3 檢察官は、少年の被疑事件においては、やむ
を得ない場合でなければ、裁判官に対して、勾
留を請求することはできない。
(勾留に代る措置の効力)

第四十四条 裁判官が前条第一項の請求に基いて
第十七条第一項第一号の措置をとつた場合にお
いて、検察官は、捜査を遂げた結果、事件を家
庭裁判所に送致した後でも、引き続き前

庭裁判所に送致しないときは、直ちに、裁判官
に対して、その措置の取消を請求しなければな
らない。

2 裁判官が前条第一項の請求に基いて第十七条
第一項第二号の措置をとるときは、令状を発し
てこれをしなければならない。

3 前項の措置の効力は、その請求をした日から
十日とする。

(検察官へ送致後の取扱い)

第四十五条 家庭裁判所が、第二十条第一項の規
定によつて事件を検察官に送致したときは、次
の例による。

1 第十七条第一項第一号の措置は、その少年
の事件が再び家庭裁判所に送致された場合を
除いて、検察官が事件の送致を受けた日から
十日以内に公訴が提起されないとときは、その
効力を失う。公訴が提起されたときは、裁判
所は、検察官の請求により、又は職権をもつ
て、いつでも、これを取り消すことができ
る。

2 第十七条第一項第二号の措置は、これを裁
判官のした勾留とみなし、その期間は、検察
官が事件の送致を受けた日から、これを起算
した後も、引き続きその効力を有する。

3 第一号の措置は、その少年が満二十歳に達
した後も、引き続きその効力を失う。

4 第十七条第一項第二号の措置は、これを裁
判官のした勾留とみなし、その期間は、検察
官が事件の送致を受けた日から、これを起算
した後も、引き続きその効力を有する。

5 檢察官は、家庭裁判所から送致を受けた事
件について、公訴を提起するに足りる犯罪の
嫌疑があると思料するときは、公訴を提起し
なければならぬ。ただし、送致を受けた事
件の一部について公訴を提起するに足りる犯
罪の嫌疑がないか、又は犯罪の情状等に影響
を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴
追を相当ないと思料するときは、この限り
でない。送致後の情況により訴追を相当でな
いと思料するときも、同様である。

6 第十条第一項の規定により選任された弁護
士である付添人は、これを弁護人とみなす。

7 第四号の規定により第十七条第一項第二号
の措置が裁判官のした勾留とみなされた場合
には、勾留状が発せられているものとみなし
て、刑事訴訟法中、裁判官による被疑者につ
いて、検察官は、捜査を遂げた結果、事件を家
庭裁判所に送致した後でも、引き続き前

いての弁護人の選任に関する規定を適用す
る。

2 被疑者のため弁護人が付された事件について
渡」とあるのは、「保護処分の決定」と読み替
えるものとする。

3 本人が満二十歳に達した後でも、引き続き前
項の規定によることができる。

(取扱いの分離)

第四十九条 少年の被疑者又は被告人は、他の被
疑者又は被告人と分離して、なるべく、その接
触を避けなければならない。

2 少年にに対する被告事件は、他の被告事件と関
連する場合にも、審理に妨げない限り、その手
続を分離しなければならない。

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に
おいては、少年(刑事収容施設及び被収容者等
の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十
号)第二条第四号の受刑者(同条第八号の未決
拘禁者としての地位を有するものを除く。)を
除く。)を二十歳以上の者と分離して収容しな
ければならない。

2 少年にに対する被告事件は、他の被告事件と関
連する場合にも、審理に妨げない限り、その手
続を分離しなければならない。

3 刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設に
おいては、少年(刑事収容施設及び被収容者等
の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十
号)第二条第四号の受刑者(同条第八号の未決
拘禁者としての地位を有するものを除く。)を
除く。)を二十歳以上の者と分離して収容しな
ければならない。

2 第二十二条の二第一項の決定がされた場合に
第一項の保護処分がなされたときは、審判を経
た事件について、刑事訴訟をし、又は家庭裁判
所の審判に付することができない。

2 第二十二条の二第一項の決定がされた場合に
第一項の保護処分がなされたときは、審判を経
た事件について、同項の決定があつた事件につき、審判
に付すべき事由の存在が認められないこと又は
保護処分に付する必要がないことを理由とした
決定による保護処分の取消しの決定が確定した事
件については、適用しない。ただし、当該事件
につき同条第六項の規定によりその例によるこ
ととされる第二十二条の二第一項の決定がされ
た場合であつて、その取消しの理由が審判に付
すべき事由の存在が認められないことであると
きは、この限りでない。

3 第一条の規定は、第二十七条の二第一項の規
定による保護処分の取消しの決定が確定した事
件については、適用しない。ただし、当該事件
につき同条第六項の規定によりその例によるこ
ととされる第二十二条の二第一項の決定がされ
た場合であつて、その取消しの理由が審判に付
すべき事由の存在が認められないことであると
きは、この限りでない。

(死刑と無期刑の緩和)

第五十条 少年にに対する刑事案件の審理は、第九
条の趣旨に従つて、これを行わなければなら
ない。

(審理の方針)

(第三節 処分)

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に對して
は、無期刑をもつて処断すべきときであつて
対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無
期刑を科する。

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に對して
は、無期刑をもつて処断すべきときは、死刑
をもつて処断すべきことができる。この場合
において、その刑は、十年以上二十
年以下において言い渡す。

2 罪を犯すとき十八歳に満たない者に對して
は、無期刑をもつて処断すべきときは、死刑
をもつて処断すべきことができる。この場合
において、その刑は、十年以上二十
年以下において言い渡す。

2 少年に對して有期の懲役又は禁錮を
もつて処断すべきときは、処断すべき刑の範囲
内において、長期を定めるとともに、長期から
五年を減じた期間。次項において同じ。)を下
回らない範囲内において短期を定めて、これを
言い渡す。この場合において、長期は十五年、
短期は十年を超えることはできない。

2 前項の規定は、第二十一条の決定又は送致の
進行を停止する。

2 前項の規定は、第二十一条の決定又は送致の
進行を停止する。

2 前項の規定は、第二十一条の決定又は送致の
進行を停止する。

2 短期は十年を超えることはできない。

2 前項の短期について、同項の規定にかかる
らず、少年の改善更生の可能性その他の事情を

場合におけるこれらの罪名に触れる行為又は併合罪として処断すべき罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合に法律による改正後の少年法（以下「新法」という。）第五十二条第二項又は第五十二条第一項若しくは同条第一項及び第二項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑が、これらの行為に係る罪の全てについてこの法律による改正前の少年法第五十二条第二項又は第五十二条第一項及び第二項の規定を適用することとした場合に言い渡すことができる刑より重い刑となるときは、刑の適用についてはその重い刑をもつて言い渡すことができる刑とし、仮釈放をすることができるまでの期間については新法第五十八条第一項の規定を適用し、仮釈放期間の終了については新法第五十九条第二項の規定を適用する。

附 則（平成二十八年六月三日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和元年六月二六日法律第六一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年五月二八日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年五月二八日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 第一条の規定による改正後の少年法（以下「新少年法」という。）第六十二条及び第六十三条（検察官への送致に関する経過措置）

十三条の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の家庭裁判所から検察官への送致について適用する。

第三条 新少年法第六十七条第一項（少年法第四十一条に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後にした行為に係る事件の司法警察員から家庭裁判所への送致について適用する。

（司法警察員の送致に関する経過措置）

第四条 新少年法第六十七条第四項（少年法第五十二条に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後にした行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの行為について科せられる罰金又は料料する経過措置）

（不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置）

第五条 新少年法第六十七条第四項（少年法第五十二条に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前にした行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの行為について科せられる罰金又は料料する経過措置）

（不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置）

第六条 新少年法第六十七条第四項（少年法第五十二条に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前にした行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの行為について科せられる罰金又は料料する経過措置）

（不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置）

第七条 新少年法第六十七条第四項（少年法第五十二条に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後にした行為が二個以上の罪名に触れる場合におけるこれらの行為について科せられる罰金又は料料する経過措置）

（不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

第十一条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

第十二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

第十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定及び民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）による改正後の規定の施行の状況並びにこれらの規定の施行後の社会情勢及び国民の意識の変化等を踏まえ、罪を犯した十八歳以上二十歳未満の者に係る事件の手続及び処分並びにその者に対する処遇に関する制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（検討）

の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合におけるこれらの罪名に触れる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金又は料料する経過措置）

二 刑法（明治四十一年法律第四十五号）第四十条第二項の規定により併合罪として処断された罪に当たる行為にこの法律の施行前のものと施行後のものがある場合において、これらの行為について科せられる罰金又は料料する経過措置）

（不定期刑、仮釈放及び仮釈放期間の終了に関する経過措置）

三 第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定（第九十八条の二及び第九十八条の三に係る部分に限る）、同法第二百八条の二の次に三条を加える改正規定、同法中第二百七十八条の二を第二百七十九条の三とし、第二百七十九条の二を第二百七十九条の三とし、第二百七十九条の三に係る部分に限る）、同法第二百八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三百四十三条の次に二条を加える改正規定、同法第三百九十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百二条の次に一条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十七条の次に三条を加える改正規定、同法第四百八十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百九十二条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七十七条の次に三条を加える改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百八条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条の規定、附則第十三条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号。以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号。以下「日米連裁判権特別法（昭和二十九年法律第百五十一号。以下「日米連裁判権協定書刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十九条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号。以下「日米連裁判権特別法（昭和二十九年法律第百五十一号。以下「日米連裁判権協定書刑事特別法」という。）第十五条の改正規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

（第一条のうち、刑事訴訟法目次、第九十三条及び第九十五条の改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第一編第八章に二十三条を加える改正規定、同法第七編中第四百七十七条の次に三条を加える改正規定、同法第四百八十九条の次に一条を加える改正規定、同法第四百九十二条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二条及び第五百七十七条の次に三条を加える改正規定、同法中同条を第五百八条とし、第五百八条の次に章名及び一条を加える改正規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第四条及び第五条の規定並びに次条第一項及び第二項、附則第三条、第七条第一項、第八条第一項及び第二項並びに第十二条の規定並びに同法本則に八条を加える改正規定並びに第十四条及び第十五条の規定、附則第十六条の規定、附則第十三条中日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号。以下「日米地位協定刑事特別法」という。）第十三条の改正規定、附則第十七条中日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号。以下「日米連裁判権特別法（昭和二十九年法律第百五十一号。以下「日米連裁判権協定書刑事特別法」という。）第十五条の改正規定、附則第二十四条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定（第四百八十四条）を「第四百八十四条から第四百八十五条まで、第四百八十六条」に改める部分

を除く。)、附則第二十五条の規定、附則第二十六条中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第八十八条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百三十六条の十一の項の改正規定(第二百七十八条の二第二項)を「第二百七十八条の三第二項」に改める部分に限る)、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第四百九十五条第七項の改正規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定、同法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四十一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第八十二条第一項の改正規定、同法第八十三条第一項、第三十四条、第三十五条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十三条の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律

第二条の改正規定、第九十一条の規定、第八十八条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百三十六条の十一の項の改正規定(第二百七十八条の三第二項)に改める部分に限る)、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百八十六条の改正規定、附則第二十八条第一項の規定並びに附則第三十七条中刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)第四百九十五条第七項の改正規定公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日を経過した日から施行する。

附 則 (令和五年六月一二日法律第六十七条)

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。